





# 標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 補償金等の支払い

### （当社の支払責任）

- 1 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本規約から第4章までの規定により、旅行者は他の法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 2 前項の場合には、傷害にかかる毒薬又は毒物質を突然かいつつある場合、吸収又は摂取したときと同様に生じた中毒症（組織的吸入、吸収又は吸食した結果生ずる中症症状を含みます。）を除みます。ただし、細菌性中毒には含まれません。
- （用語の定義）
- 3 第2条の「規程」において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集集約企画旅行契約の部第2条第1項及び説明企画旅行契約の部第2条第1項に記載するものといたします。
- 4 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ定めた企画旅行券等によって購入される該企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から、最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び離脱の予定日時をあらかじめ記した日に出ていたときは、離脱の時から復帰の予定までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定時をあらかじめ記した日に届け出ることなく離脱したときと定めています。離脱の時から復帰の時まで間に当該の離脱の時間から後、「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手続による宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行の標準によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いがない場合は、除みます。
- 5 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 搭乗員、当社の使用人は代理人が解消を受ける場合は、その告げた時
- (2) 前号の解消の知りがれない場合において、最後の運送、宿泊機関等、
- イ 航空機であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時  
二 車両であるときは、乗車時  
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への登場時
- ハ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時
- ロ 船舶であるときは、乗船手続完了時
- ハ 駅道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- 二 車両であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への登場時
- ハ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### （補償金等を支払わない場合－その1）

- 3 条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為。犯行行為又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令で定められた運送状況を持たないで、又は車内に停めて正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳梗塞、疾患死は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の妊娠、出産、自然流産等の外因的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償金等を支払う場合には、この限りではありません。
- (8) 旅行者の運転又は操作をしてしまう間に生じた傷害。
- (9) 戦争、国外の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似する事変又は騒動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持重大な事態と認められる状態をいいえます。）
- (10) 核燃料炉（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子炉の裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有する特性又はこれらの特性による事故。
- (11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故。
- (12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

- 2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部筋膜炎（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。
- （補償金等を支払わない場合－その2）
- 4 条 当社は、当社が旅行を主とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対してても、補償金等を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故。
- （補償金等を支払わない場合－その3）
- 5 条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合は、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。
- (1) 旅行者が別表第1号に定めた運送を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競艇、競争、興行（いずれも裸体を含みます。又は試運転（性能試験を目的とする運転又は競艇を含みます。））をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとともに補償金等を支払いません。
- (3) 航空運送事業者による路線を走めて運航する航空機（定期便であって不定期便であると聞いています。）の外因の機器や旅客が操作している間に生じた傷害
- （補償金等を支払わない場合－その4）
- 5 条の2 当社は、旅行者が他の者が被った傷害を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合は、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が取るべき金額については、この限りではありません。
- (1) 労働者災害防止法、暴力目標構成員、暴力目標関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して賃貸等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるること。
- (3) 反社会的勢力を本当に利用していると認められること。
- (4) その他の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### （死亡補償金の支払い）

- 6 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された特徴においても回復できぬ）機能の重い障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった傷害が治った後のものといたします。以下同様としますが、旅行者が第2号の各号に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2号の(3)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる機能障害によっては、後遺障害補償金を支払いません。

- 7 同一事故により2号以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2号の7、8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償金額の9%をもって限度とします。
- 8 前各項に基づいて当社が支払った後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。
- （入院見舞金の支払い）
- 9 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は通常の生活に支障がない限り、かつ、入院に医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入院し、常習の醫師の監視下において治療を専念するときをいいます。したがって、その日数（以下「入院日数」といいます。）は、当該旅行の日程に従って入院見舞金を旅行者に支払います。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

### （通院見舞金の支払い）

- 10 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、企画旅行の場合は、10万円以上150万円以下までの範囲で、海外旅行の目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行の目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除して残額を支払います。
- 11 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された特徴においても回復できぬ）機能の重い障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった傷害が治った後のものといたします。以下同様としますが、旅行者が第2号の各号に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2号の(3)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる機能障害によっては、後遺障害補償金を支払いません。
- 12 同一事故により2号以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2号の7、8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償金額の9%をもって限度とします。
- 13 前各項に基づいて当社が支払った後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。
- （入院見舞金の支払い）
- 14 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、企画旅行の場合は、10万円以上150万円以下までの範囲で、海外旅行の目的とする企画旅行においては、20万円、国内旅行の場合は、10万円以上100万円未満の傷害を受けたとき。
- 15 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、企画旅行の場合は、10万円以上100万円未満の傷害を受けたとき。
- 16 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、企画旅行の場合は、10万円以上100万円未満の傷害を受けたとき。

### （旅行を企画する目的とする企画旅行の場合）

- イ 入院日数10日以上上の傷害を受けたとき。

20万円

- ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。

10万円

- ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。

5万円

- ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。

2万円

- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3号の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

- 3 当社は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は通常の生活に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （通院見舞金の支払い）

- 4 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は通常の生活に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （死亡の推定）

- 5 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 6 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 7 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 8 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 9 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 10 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 11 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 12 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 13 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 14 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 15 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 16 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 17 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 18 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 19 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 20 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 21 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 22 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 23 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 24 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 25 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 26 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 27 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 28 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 29 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 30 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 31 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 32 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 33 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 34 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 35 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 36 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 37 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 38 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 39 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないときと定めています。ただし、細菌性食中毒には含まれません。

- （宿泊機関等の施設による宿泊の場合は）

- 40 第1条は、旅行者が第1号の傷害を受けたとき、その直接の結果として、平常の業務に支障がない限り、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を除く）、宿

